

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正徹

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被 告 日本放送協会

## 意見陳述書

2019年6月3日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

辺野古におけるサンゴ移植についての安倍首相の発言に関する被告の報道が放送法に違反することについて、以下のとおり意見を述べる。

### 1 事実経過

(1) 被告は、2019年1月6日午前に放送された「日曜討論」(以下「本件番組」という)で、安倍首相の「(辺野古沿岸部へ)土砂を投入していくにあたって、あそこのサンゴは移している」などの発言を放送した。本件番組は録画放送であり、本件発言の真偽を事前に確かめることは可能だったと思われるが、被告は、本件発言をそのまま放送した。

(2) 被告は、本件番組の放送から5日後の同月11日に「ニュース・ウオッ

チ 9」で「辺野古埋め立て土砂投入前にサンゴ移植急ぐ防衛省」という見出しで、本件発言が事実と異なることを伝えた。しかし、その後「残りのおよそ7万4000群体の移植は県の許可が得られていないことなどから進んでいません。このため防衛省はサンゴが生息する区画に土砂を投入する前に移植するため、今後、県との調整を急ぐことにしています」と放送した。

2 本件発言自体の問題点については、原告準備書面（19）記載のとおりであるから割愛する。本件訴訟で問題とすべきは、本件発言を巡る被告の報道の在り方である。

3 被告の報道が放送法に違反すること

(1) 被告は、放送前に本件発言の真偽を簡単に確認でき、すぐに間違いと指摘できるにもかかわらず、安倍首相の発言を検証することなくそのまま報じた。これは安倍首相の『印象操作』への加担ともいえ、視聴者に対する誠実な姿勢とは到底認められない。

(2) また、沖縄県が移植を許可していないのは、移植ではサンゴを保護できる保証はないなどの専門家の意見を参考にしたためであるにもかかわらず、被告は、これらの点について報道することなく、政府・沖縄防衛局の認識だけを一方的に伝えた。このような報道は、「沖縄防衛局は希少資源の保全のためにサンゴの移植を進めようとしているにもかかわらず、沖縄県が許可しないことが原因で移植が進んでいない」という誤った認識に誘導するものであり、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めた放送法第4条第1項4号の規定に違反する。

4 確認の利益について

(1) 原告らは、原告準備書面（18）において、①国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、②他の手

段でそれを是正することが困難な状況が一定継続している場合には、確認の利益が認められることを主張した。

(2) 本件発言に関する被告の報道は、誤った事実認識に国民を誘導するものであるという点で国民の知る権利を侵害する。また、2019年は、全国規模の選挙が続く年であることから、本件発言の報道が国民の投票行動に不当な影響を与えるおそれが強いという点で投票の自由を侵害するおそれがある。よって、上記①を充たす。

(3) そして、本件訴訟において原告らは、被告による放送法違反について数多く指摘して改善の必要がある旨主張しているが、被告の報道が改善に向かう気配はなく、未だに上記のような放送法違反を繰り返している。被告による放送法違反の是正が困難である状況が本件訴訟提起時から少なくとも3年は継続している。また、被告が「被告は放送受信契約を締結している原告らに対しても放送法を遵守した放送を行う義務を負わない」と主張していることも併せて考えると、被告による放送法違反を是正するためには、訴訟という手段をとるほかないというべきであって上記②も充たす。

(4) よって、確認の利益は認められる。

以上